

農地転用申請書類

申請書類	内容	
許可申請書	4条申請書3部、5条申請書4部、申請書以外の添付書類2部(原本1部、写し1部) 申請書の必要部数全てに押印が必要 押印個所:申請者・譲渡人・譲受人の欄、左面右面の上部に捺印、複数枚になるときは割印及び捺印	
登記事項証明書 (法務局で取得)	申請する全ての農地の登記事項証明書(全部事項証明)で申請日から3ヶ月以内に取得したものの申請前2年以内に分筆や合筆などで地番や面積が変わっている場合は、その内容がわかる書類も添付	
位置図	住宅地図等に申請地を着色する	
公図 (法務局で取得)	申請する全ての農地の公図 申請地を赤線で枠取りし、道路を赤色、水路を水色で着色する 申請地内の一筆ごとに地番、地目、地積、所有者名を表示する	
実測図	一筆の土地の一部を転用する場合、申請地を表示し地積計算をしたもの	
施設の配置図	施設ごとの所要面積を明示する(駐車場は駐車台数も明示する) 必要に応じ周辺農地への被害防除措置を明示する(土留用擁壁等の状況) 汚水や雨水の排水先を明示する(公共下水道に接続、合併浄化槽を経由し既存排水路に接続など) 期別計画がある場合には期別ごとに着色する 縮尺は、1/500~1/2,000程度	
施設の図面	平面図及び立面図	
事業計画概要書	様式第35号	
申請目的等により必要な書類	委任状	代理人が申請する場合(代理人は定められた資格が必要です) 譲渡人・譲受人の押印がない代理申請の場合には、委任状の他に確認書を添付
	資力証明	金融機関等が発行する融資証明書、預貯金残高証明書、預貯金通帳の写し、既に支払い済の場合はその領収書の写し
	土地改良区の意見書	申請地が土地改良区の地区内にある場合
	賃借地関係の書類	賃借人が賃借地を転用する場合は所有者の同意 所有者が賃借地を転用する場合は賃借人の同意
	他法令の許認可書等	農地法以外の法令等により許認可・協議等を要するものを確認し、農地転用申請前にその許認可・協議等を済ませて、許認可書等の写しを添付する 転用許可後でなければ許認可・協議等が下りない場合は、その旨を事業計画書の他法令関係に明示する
	取水・排水同意書	事業に係る取水、排水につき水利権者、漁業権者等の同意を得ている場合にはそれを証する書面
	法人関係の書類	法人登記事項証明書、定款又は寄付行為の写し 定款等で権利設定に係る事業が役員会等の議決事項になっている場合にはその議決書の写し 法人格のない団体が申請する場合は会則、役員名簿、事業に係る予算書及び会議録の写し
	地方公共団体関係の書類	用地取得、建設計画に係る議会の議決がなされていることを証する書面又は関係部分の議事録及び予算書の写し
	工程表	工事が1年以上に及ぶもの又は一時転用の場合
	戸籍附票又は住民票の抄本等	所有者の住所氏名が登記事項証明書に記載されたものと異なる場合 住所は戸籍附表又は住民票の抄本等、氏名は戸籍抄本等でその事実を証明できる書類
太陽光発電施設関係の書類	連系承諾書(50kw以上)又は系統連系の技術検討の結果のお知らせ(50kw未満)の写し 太陽光発電設備に係る設備認定通知書又は申請受付・承諾済であることが確認できる書面の写し 施設の図面(配置図、立面図、求積図) 設置業者との契約書 発電シミュレーション資料 設置業者から提供された資料(カタログ類など)	
営農型太陽光発電施設関係の書類	(上記の太陽光発電施設関係の書類に加えて次の書類が必要になります) 営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書 知見を有する者の意見書等(営農計画及び営農への影響見込みの根拠を明示する) 地域の平均的な単収に関する資料(営農計画及び営農への影響見込みの根拠を明示する) 設備説明資料(支柱の素材・径・固定方法・埋設深、パネルの設置角度・平均遮光率などを明示する) 配置図(支柱及び付帯設備等の距離と電線経路を明示する) 立面図(配置図に記した設備等の現況地盤高からの地上及び地下の高さを明示する) 求積図(転用面積となる支柱及び付帯設備等の面積を明示する) 作付計画図(配置図及び立面図に作付計画を明示する) 事業収支計画(農業、売電、農業と売電の合計の収支で、メンテナンスや撤去等の費用も含め明示する) 農業収入資料(販売先、販売量、販売金額等を明示する) 施設の撤去費用見積書	
その他	共有地を転用する場合は他の所有者全員の同意書 未相続地で相続人の一部が転用する場合は他の相続人全員の同意書及び相続人が確認できる戸籍書類等	
その他参考となるべき書類	農業委員会又は知事が必要と認めた場合等、申請内容により上記以外にも添付書類が必要になる場合があります	

- ・申請締切り 毎月10日 (10日が閉庁日の場合はその翌開庁日)
- ・現地調査 毎月20日頃
- ・総 会 毎月25日頃 (25日が閉庁日の場合はその翌開庁日)
- ・許可書交付 翌月中旬頃 (転用面積が3,000㎡を超える場合は、さらに時間を要します)

裏面もご確認ください。

農地転用申請の前に必ずご確認ください。

【農地転用許可が必要な土地について】

農地を農地以外のものにするときは、農地転用許可を受ける必要があります。
この農地とは、登記地目や課税地目とは別のもので、前記の地目が宅地、雑種地、山林などの農地以外のものになっていても、農地法の農地の定義に該当する土地は農地として農地法の規定が適用されます。
万一、農地が事前着工やその他の理由により、農地以外の利用状況になっている場合は、原状復旧や始末書等を提出し申請することになります。

【農地転用に伴い必要となる他制度の確認について】

農地を転用することにより、農業者年金、贈与税納税猶予、税金など他の制度においても変更が生じ、場合によっては負担が増えるなど不利益になることも考えられます。
農地転用以外の制度についても、それぞれの制度を管轄する部署にてご確認ください。

【農地として利用することを目的に取得又は工事をした土地について】

農地法第3条や農業経営基盤強化促進法で取得した土地や現状変更届により工事を行った土地は、農地としての利用を前提に取得又は工事を行っているため特別な事情がない限り転用はできません。転用が必要な場合は、農地を取得又は工事をした時期、転用が必要な理由などを整理して農業委員会事務局にご相談ください。

【農業振興地域の農用地区域にある土地について】

農業振興地域の農用地区域にある土地は、転用申請の前に農業振興地域制度による除外または用途変更の手続きが必要です。除外または用途変更ができない土地は、原則として転用はできません。
農業振興地域制度の手続きが済んだ後に農地転用許可を申請してください。
農業振興地域制度については、登米市産業経済部産業振興課(0220-34-2716)にてご確認ください。

【申請前の相談について】

農地転用は許可基準が定められており、農地を転用する計画などにより可能な場合と不可能な場合があります。
申請書を作成する前に、農地転用の目的、規模、理由、時期などの計画を具体的に整理して農業委員会事務局にご相談ください。
申請地に権利設定がされている場合も、必要な手続きを確認し、申請までに整理する必要があります。
場合によって、現地確認や県への確認が必要になり、回答までに日数を要する場合があります。

【申請書類提出について】

申請には締切日があります。必要な書類が全て整った時点で受け付けます。
申請書類については、申請前の相談などでお伝えしていますが、申請書類一覧の内容に該当するものは全て必要ですので、申請前に申請書類の一覧を再度ご確認ください、その内容に従って提出してください。
締切日までに書類が整わない場合は、次回以降の締切日で処理することになります。
書類の補正などの期間を考慮し、余裕を持って申請書類を提出してください。

【申請内容について】

申請内容については、誤りがないよう記載してください。
記載した転用計画は確実に実施していただくことになります。
転用の目的、事業の操業期間又は施設の利用期間、工事計画、権利の設定・移転の契約内容及び資金調達の計画、施設の配置図などについて、申請後に変更が生じないように十分に精査して作成してください。

【申請地の現地調査について】

申請地は許可前に現地調査が実施されます。
事業範囲が容易に確認できるよう、必要に応じて現地に印をつけるなどの対応をお願いします。
現地調査は、基本的に申請者の立会いは必要ありませんが、場合により立会いを求めることがあります。
調査のため申請地及び周辺の土地に立入ることがあります。

【転用許可について】

申請内容が審査され、許可基準を満たしている場合に県から許可されます。
許可が交付されるまでは農地として管理してください。

【転用許可後の工事の進捗状況及び完了の報告について】

転用許可後は、工事の進捗状況と完了を写真を添付して報告をする必要があります。
報告に添付する写真は、許可を受けた転用の目的に供されていることを確認できるものが必要です。
例えば、許可を受けた転用の目的に供されるとは、資材置場を目的として許可を受けた場合は、提出した施設の配置図のとおり資材を置いて利用している状態です。造成を行っただけで、転用の目的のとおり利用していることが確認できない状態では完了とは認められません。
これらの報告により工事の進捗や完了を確認します。やむを得ない理由がなく遅延することや許可を受けた内容と異なったかたちで完了することは認められませんので、申請時には内容を十分に精査し実施可能な事業を計画してください。
また、工事完了後においても、申請に記載した操業期間又は利用期間の間は、許可を受けた目的のとおり利用してください。
許可を受けた後、許可内容のとおり事業が実施されていない場合などは、許可が取り消され原状回復などの処分が下されることがあります。